

町内会関係事業補助金交付基準

1 主旨

町内会等の活動の推進を図るため、町内会等の運営に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助対象事業等

補助金の名称、補助金の交付の対象となる団体及び事業並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付決定は、まちづくり協議会会長・副会長、連合町内会副会長代表、総務部会長及び高山市まちづくり担当職員で構成する補助金審査会で行う。

別表

補助金名	対象団体	事業	補助金の額
町内会運営費補助金	国府地区連合町内会	町内会運営に要する経費	均等割5,000円と世帯割（地区世帯数に40円を上限として乗じて得た額）の合計額
	町内会	同上	均等割4,000円と世帯割（それぞれの町内会世帯数に90円を上限として乗じて得た額）の合計額
外灯料補助金	町内会	町内会外灯料に要する経費	町内会で契約している灯数に月額電気料（20ワット以上のものについては20ワットの月額電気料、20ワット未満のものについてはそれぞれの月額電気料）を乗じ、更に12ヵ月を乗じて得た額の90%を限度とする。

備考

- ① 世帯数は10月1日現在、外灯数は9月の契約灯数を用いる。
- ② 外灯数の報告の際、契約外灯数及び契約ワット数が証明できる書類と外灯設置箇所の位置図を添付する。
- ③ 高山市街路灯電灯料補助金交付規則（昭和51年高山市規則第4号）の対象の街路灯は、町内会外灯料補助金の対象から除く
- ④ 提出は10月31日必着とする。